

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
神戸市中央区中山手通一丁目九番一、二番
M、Sビル
合同会社L e i
代表社員 河田 玲子

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することにした。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
奈良市帝塚山中町六番二、三番
合同会社E I S E I
代表社員 高山 博史

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することにした。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
奈良市帝塚山中町六番二、三番
合同会社E I S E I
代表社員 高山 博史

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
奈良市東九条町一七番一、二番
フクダギフトラビル
合同会社L i x i n
代表社員 高山 翔太郎

組織変更公告
当社は、株式会社組織変更することにした。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
福岡市中央区天神二丁目二番一、二番T & Jビルディング七F
合同会社佳宴企画
代表社員 大澤 佳祐

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
福岡市中央区天神二丁目二番一、二番T & Jビルディング七F
合同会社佳宴企画
代表社員 大澤 佳祐

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにした。
この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
大分県豊後大野市三重町市場一〇九七番地
合資会社住田屋商会
代表社員 三浦 悦子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年一月十三日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
香川県丸亀市浜町一、二、三番地
有限会社豊島商店
代表取締役 豊嶋 恵三

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億二千四百九十九万九千五百一十円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://k.secure.free.co.jp/companies/316065/announces>
令和七年十二月九日
愛媛県東温市志津川四、五番
オブテイルム・バイオテクノロジー株式会社
代表取締役 西岡 駿

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億二千四百九十九万九千五百一十円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://k.secure.free.co.jp/companies/316065/announces>
令和七年十二月九日
愛媛県東温市志津川四、五番
オブテイルム・バイオテクノロジー株式会社
代表取締役 西岡 駿

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和七年十二月九日
北海道標準郡中標津町南町九番地二五
廣木建設株式会社
代表取締役 廣木 智

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和七年十二月九日
北海道標準郡中標津町南町九番地二五
廣木建設株式会社
代表取締役 廣木 智

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和七年十二月九日
北海道標準郡中標津町南町九番地二五
廣木建設株式会社
代表取締役 廣木 智

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和七年十二月九日
北海道標準郡中標津町南町九番地二五
廣木建設株式会社
代表取締役 廣木 智

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和七年十二月九日
静岡県浜松市中央区曳馬六丁目二番五号
酢山電気工業株式会社
代表取締役 酢山 久通

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和七年十二月九日
大阪市天王寺区生玉町二番三番
株式会社小出ビル
代表取締役 小出 芳照

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和七年十二月九日
福岡市東区唐原七丁目五番三、三番
株式会社西日本計装
代表取締役 山内 辰崇

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和七年十二月九日
福岡市東区唐原七丁目五番三、三番
株式会社西日本計装
代表取締役 山内 辰崇

定款変更につき通知公告
当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和七年十二月九日
熊本市八代市岡町谷川一三五番地
櫻井精技株式会社
代表取締役 櫻井 一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和七年十二月九日
熊本市八代市岡町谷川一三五番地
櫻井精技株式会社
代表取締役 櫻井 一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和七年十二月九日
長野県安曇野市穂高有明四〇一八番地六
(甲) 株式会社T s u k a h a r a t a
代表取締役 塚原 章夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金海奉及び李載熙が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
東京都足立区青井二丁目三番五号二〇一
株式会社ジャパンネットワークブレイン
日本における代表者 金 海 奉

任意清算公告
当法人は、令和七年十月二十三日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング五階
ひとえだ税理士法人
社員 佐藤 祐作

任意清算公告
当法人は、令和七年十月二十三日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング五階
ひとえだ税理士法人
社員 佐藤 祐作

任意清算公告

当法人は、令和七年十月二十三日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング五階
ひとえだ税理士法人
社員 佐藤 祐作

任意清算公告
当法人は、令和七年十月二十三日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング五階
ひとえだ税理士法人
社員 佐藤 祐作

任意清算公告

当法人は、令和七年十月二十三日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング五階
ひとえだ税理士法人
社員 佐藤 祐作

任意清算公告

当法人は、令和七年十月二十三日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十二月九日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング五階
ひとえだ税理士法人
社員 佐藤 祐作